

一般社団法人一関市スポーツ協会大会等運営費補助金要綱

(目的)

第1 この要綱は、一般社団法人一関市スポーツ協会加盟する種目別競技協会、地区体育協会に対する大会等運営費補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象経費)

第2 補助金の交付対象となる経費及び補助金額は次のとおりとする。

補助金の種類	交付対象経費	補助金額
競技協会大会等運営費	競技協会の大会運営能力の向上、競技力の向上及び競技の普及を図るため、競技協会が主催又は主管する大会及び講習会等の開催に要する経費	予算で定める額を上限とし、参加費等の収入額を控除した支出額以内の額
地区体育協会大会等運営費	地域スポーツ及び生涯スポーツの振興を図るため、地区体育協会が主催する地区民運動会及び地区民球技大会等の開催に要する経費	1 地区当たり 8 万円以内

(交付の申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、定められた期日までに、大会等運営費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、提出するものとする。

(交付の決定)

第4 会長は、第3の申請に係る事業内容を適当と認めたときは、大会等運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定を行うものとする。

(変更の申請)

第5 申請者は、補助事業を変更または中止する場合には、大会等運営費補助金（変更・中止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、提出するものとする。

(決定の変更)

第6 会長は、第5の申請を適当と認めた場合において、当該変更に伴い、補助金の交付の決定の変更を要するときは、補助金交付決定の変更をするものとする。

2 第4の規定は、前項の場合について準用する。

(補助金の請求)

第7 申請者は、補助事業が完了後、遅滞なく大会等運営費補助金請求書（様式第4号）に必要な書類を添付して、会長に提出するものとする。

(前金払の請求)

第8 補助金の前金払を請求しようとするときは、大会等運営費補助金前金払請求書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

(決定の取消)

第9 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 虚偽の記載等、不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(補助金の返還)

第10 第9の規定により、補助金の交付の決定を取り消された場合、取り消しに係る部分に関し、補助金を返還しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、一般社団法人一関市体育協会の設立の登記の日から施行する。
2. 社団法人一関市体育協会大会等運営費補助金要綱（平成19年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。